

複数年にわたる労働集約型の委託契約に、 賃金水準の変動を反映した契約変更制度を導入します。

複数年にわたる人件費の割合が高い労働集約型の委託契約において、工事契約で採用されている「全体スライド条項」を準用し、一定の水準を超える賃金等の変動があった場合に契約金額を変更できるように見直し、平成30年4月1日以降に新たに契約締結するものから実施します。

1 対象

複数年にわたる人件費の割合が高い委託契約で、次に掲げるもの

- (1) 「[横浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例](#)」第2条第2号イ及びウに該当する契約（ただし、複写サービス及び熱供給サービスを除く）
- (2) (1)と同種の業務の契約で、債務負担行為を設定した契約

※対象となる契約は、公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付しています。

2 契約金額の変更方法

委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結日から12か月経過後の未履行分について、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、契約代金額が不相当となったと認めた場合、相手方に対して契約代金額の変更を請求し、協議の上、契約金額を変更します。

なお、未履行分の金額の1.5%までは請求者負担分とします。

3 賃金水準及び物価水準の指標

建築物保全業務労務単価、神奈川県最低賃金、消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）等で契約時に指定します。

4 実施時期

平成30年4月1日以降に締結する契約から適用します。

契約変更は12か月経過後からのため、実際に契約金額が変動するのは平成31年度からです。

5 その他

契約変更の手続きの詳細については、ヨコハマ・入札のとびら内の「入札・契約関係規定」に掲載の「複数年にわたる委託契約における全体スライド条項の適用に係る説明書」をご確認ください。

【参考】工事契約の「全体スライド条項」

全体スライド条項は、契約締結日から1年経過後の未履行分について、最新の労務単価等で計算し直し、当初契約額からの変動額が合理的な範囲を超えた場合、契約当事者からの請求により、その金額を変更するものです。

合理的な範囲（請求者負担分）は、昭和56年に中央建設業審議会が、最低限度の利益の確保等を考慮し「未履行分の契約金額の1.5%」と定め、1.5%を超えた金額を変更しています。